

九州地区大学体育協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、九州地区大学体育協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、九州地区における大学の体育及びスポーツの普及、発展に寄与するとともに、併せて九州地区大学相互の親睦を図ることを目的とする。

(本部)

第3条 本会の本部は、九州大学に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 九州地区大学体育大会（以下「体育大会」という。）の開催
- (2) 九州地区大学体育系学生リーダーズ・トレーニング（以下「リーダーズ・トレーニング」という。）の開催
- (3) 大学体育振興のための調査研究及び研究会等の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 構 成

(組織及び構成員の役割)

第5条 本会は、九州地区の大学をもって組織し、その学生、教員及び学生部関係者等を構成員とする。

2 前項に規定する各構成員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 学生は、教員及び学生部関係者の指導・助言を受けて、体育大会及びリーダーズ・トレーニングを主体的に企画・立案し、実施するものとする。
- (2) 教員は、体育大会及びリーダーズ・トレーニングの企画・立案及び実施に当たり、教育的な指導・助言を行なうとともにその実施を側面から援助するものとする。
- (3) 学生部関係者は、体育大会及びリーダーズ・トレーニングの企画・立案及び実施に当たり事務的または教育的な指導・助言を行うとともに教員と協力して実施に係る具体の事務処理に当たり、その実施を側面から援助するものとする。

(入会及び退会)

第6条 本会への入会又は本会からの退会は、これを本部に届け出て、総務委員会の承認を得なければならない。

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-------------|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 1 名 |
| (3) | 顧 問 | |
| (4) | 参 与 | |
| (5) | 評 議 員 | |
| (6) | 総 務 委 員 長 | 1 名 |
| (7) | 総 務 副 委 員 長 | 1 名 |
| (8) | 総 務 委 員 | 若干名 |
| (9) | 監 査 委 員 | 3 名 |

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理となる。
- (3) 顧問は、本会の重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- (4) 参加は、本会の運営に関し、会長の諮問に応ずる。
- (5) 評議員は、第12条に規定する評議員会を構成し、本会の基本方針を審議決定する。
- (6) 総務委員長は、評議員会の議長となるとともに評議員会の基本方針に従い、本会の運営に関する諸般の事務を掌理する。
- (7) 総務委員は、第13条に規定する総務委員会を構成し、総務委員長を補佐する。
- (8) 監査委員は、会計を監査する。

(役員の選出)

第9条 役員の選出等は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本部校の学長をもって充てる。
- (2) 副会長は、体育大会当番大学のうち大会の実施企画及び運営等の総括に当たる大学（以下「体育大会事務局大学」という。）の学長をもって充てる。
- (3) 顧問は、会長及び副会長以外の加盟大学の学長をもって充てる。
- (4) 参加は、加盟大学の副学長、学生担当部長(教員)、事務局長及び学生部長（相当職を含む。）をもって充てる。
- (5) 評議員は、加盟大学の学生部関係者、体育教員及び学生代表各1名をもって充てる。
- (6) 総務委員長は、本部校の副学長をもって充てる。
- (7) 総務副委員長は、体育大会事務局大学の副学長又は学生担当部長(教員)をもって充てる。
- (8) 総務委員の選出は、次のとおりとする。

区 分 項 目	学生部関係者	体 育 教 員	学 生 代 表
評議員会において 選出される者	3 名	3 名	3 名
本 部 校	1 名（主務課	1 名	1 名
体 育 大 会 当 番 大 学	3 名	3 名	3 名
体 育 大 会 次 期 当 番 大 学	1 名	1 名	1 名
体 育 大 会 次 次 期 当 番 大 学	1 名	1 名	1 名

- (9) 監査委員は、評議員会において設置者別に選出された3名をもって充てる。

(役員名簿)

第10条 加盟大学は、毎年4月15日迄に顧問、参与及び評議員の名簿を本部校に提出するものとする。

(役員の任期)

第11条 第9条第8号及び第9号の評議員会選出委員の任期は、選出された年の翌年の1月1日から2年とし、再任を妨げない。ただし、学生代表に係る委員の任期は1年とする。

2 第9条第7号の総務副委員長及び前項以外の総務委員の任期は、体育大会当番大学が体育大会の開催を担当する年を基準として、その年の1月1日から1年とする。

3 第7条第5号、第8号及び第9号に規定する役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

(決議機関)

第12条 本会に評議員会を置き、本会の決議機関とする。

2 評議員会は、毎年5月に会長が招集し、体育大会事務局大学において開催する。

3 評議員会は一大学を構成単位とし、3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席を認める。

4 評議員会における議決権は、一大学1票とする。

5 評議員会の議事は、出席大学の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 評議員会の開催に係る事務及び運営等は、本部校及び体育大会当番大学が協力して処理する。

(執行機関)

第13条 本会に総務委員会を置き、本会の執行機関とする。

2 総務委員会は、本会会務の執行について、評議員会に対し連帯して責任を負う。

3 総務委員会は、毎年3月及び5月に総務委員長が招集して開催する。

4 総務委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、総務委員会の開催通知を受けて欠席した委員は、委任状を提出して出席したものとみなす。

5 総務委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門委員会等)

第14条 総務委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(構成員の格付け及び責任性)

第 15 条 評議員会及び総務委員会においては、学生、体育教員及び学生部関係者はすべて同等の資格及び責任を有する者としてその運営に一致協力するものとする。

第 5 章 会 計

(経費)

第 16 条 本会の経費は、加盟大学の分担金、事業収入、その他をもってこれに充てる。

(負担割)

第 17 条 加盟大学分担金の各大学負担割については、別に定める。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 規約改正

(規約の改正)

第 19 条 この規約は、総務委員会の提案に基づき評議員会の議を経なければ改正することができない。

第 7 章 施行規則

(施行細則)

第 20 条 この規約の施行に当たり必要な細則は、総務委員会の提案により評議員会が定める。

第 8 章 附 則

1. 九州地区大学体育協議会規約（昭和 33 年 11 月 1 日制定昭和 48 年 4 月 1 日第 5 回改正）は廃止する。
2. 本規約は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。
3. 本規約は、昭和 50 年 5 月 6 日から施行する。
4. 本規約は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。
5. 本規約は、昭和 58 年 5 月 27 日から施行する。
6. 本規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
7. 本規約は、平成 16 年 5 月 19 日から施行する。
8. 本規約は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。